

中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の
費用負担割合等の案及びその通知について
(案)

中国九州間連系設備に係る広域系統整備について、広域系統整備委員会での検討を踏まえ、業務規程第59条第4項の規定に基づき、下記のとおり費用負担割合等の案を決定し、費用負担候補者に通知する。

記

1. 費用負担割合等の案について
別紙1のとおり
2. 費用負担候補者への通知について
別紙2・3のとおり
3. 費用負担意思の回答期限
2025年9月30日(火)17時

【添付資料】

別紙1：費用負担割合等の案

別紙2：中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案について(通知)(案)

別紙3：中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案について(回答様式)(案)

以 上

費用負担割合等の案

中国九州間連系設備に係る広域系統整備（以下「本広域系統整備計画」という。）に要する費用の費用負担割合等の案は、告示¹及び国の審議会を踏まえて、以下のとおりとする。

1. 本広域系統整備計画に要する費用（概算工事費及び概算運転維持費）の負担方法

I）（告示第4条第1項第1号の区分）広域系統整備計画に定める整備又は更新をしようとする電気工作物のうち、整備し、又は更新することにより特定の者が利益を受けるものに係る費用であり、かつ当該特定の者が当該電気工作物の整備又は更新に要する費用を負担することが合理的であると認められるもの【当該特定者の負担】

- ① 既設設備の更新による受益が認められる部分（以下「更新受益」という。）は、中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国 NW」という。）及び九州電力送配電株式会社（以下「九州送配電」という。）の負担
- ② 土地代及び借地権（地上権・土地賃借権）分は設備を所有する会社（中国 NW、九州送配電及び電源開発送変電ネットワーク株式会社）の負担
- ③ アデカシーの向上に係る受益（以下「アデカシー便益」という。）については、当該受益を受けるエリア²の負担

II）（告示第4条第1項第2号の区分）全国調整スキーム³の対象となる費用（以下「対象費」という。）に再エネ寄与率⁴を乗じた額【系統設置交付金⁵】

- 本広域系統整備計画に要する費用から I）を控除した額のうち、対象費に再エネ寄与率（69.9%）を乗じた額については、系統設置交付金の交付対象

III）（告示第4条第1項第3号の区分）対象費から II）の費用を控除した費用【広域系

¹ 広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件（最終改正 令和5年3月31日経済産業省告示第36号）（以下「告示」という。）

² 「エリア」とは、各一般送配電事業者の供給区域又は一般送配電事業者を指す。

³ 「全国調整スキーム」とは、全国調整スキームの対象となる電気工作物*を整備し、又は更新することにより、電気の安定供給の確保、経済性及び環境への適合に係る便益を得られることが見込まれる当該電気工作物の整備又は更新に関する費用であって、次に掲げる費用項目**を電気の使用者全体で負担する仕組みをいう。（告示第1条第2項第1号）

* 全国調整スキームの対象となる電気工作物は、一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する電圧二十五万ボルト以上の送電線路、交直変換設備並びに当該送電線路及び当該交直変換設備を整備し、又は更新するに際し必要となる電気工作物（以下「会社間連系線」という。）並びに会社間連系線の整備又は更新に伴い一体的に整備し、又は更新する電気工作物（会社間連系線を除く。）とする。（告示第2条）

** 修繕費、補償費、賃借料、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、固定資産税、事業税（告示第1条第2項第1号イ～チ）

⁴ 「再エネ寄与率」とは、広域的な燃料費の減少及び二酸化炭素の削減により創出されると見込まれる便益のうち、再生可能エネルギー発電設備により創出されると見込まれる便益の割合をいう。（告示第1条第2項第3号）

⁵ 「系統設置交付金」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第28条第1項に規定する交付金をいう。（告示第4条第1項第2号）

統整備交付金⁶、九社負担⁷及び特定会社負担⁸】

- 対象費からⅡ)の費用を控除した費用については、広域系統整備交付金の交付対象⁹、九社負担及び特定会社負担。なお、九社負担と特定会社負担の額は同額とする。

Ⅳ) (告示第4条第1項第4号の区分) 本広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用からⅠ) 及び対象費を控除した費用【九社負担及び特定会社負担】

- 本広域系統整備計画に要する費用からⅠ)及び対象費を控除した費用については、九社負担及び特定会社負担。なお、九社負担と特定会社負担の額は同額とする。

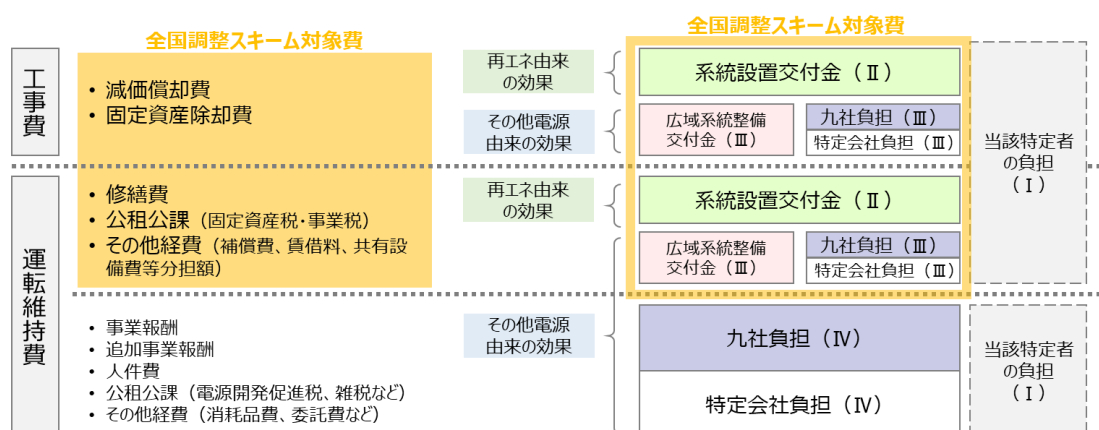


図 本広域系統整備計画に要する費用（工事費及び運転維持費）の負担区分のイメージ

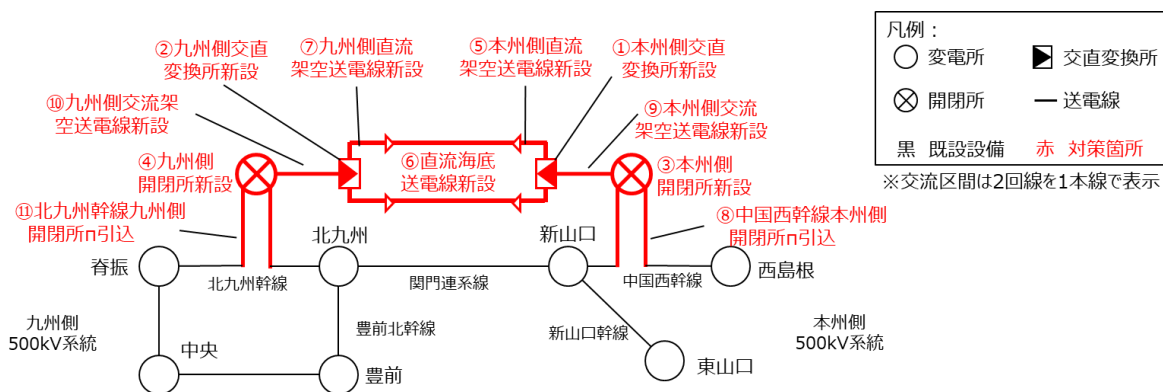


図 工事概略図

⁶ 「広域系統整備交付金」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金をいう。

⁷ 「九社負担」とは、沖縄電力株式会社以外の全ての一般送配電事業者の供給区域における需要に応じて当該一般送配電事業者がそれぞれ費用を負担することをいう。（告示第1条第2項第4号）

⁸ 「特定会社負担」とは、告示第2条に規定する全国調整スキームの対象となる電気工作物を維持し、及び運用することにより一般送配電事業者が受けると見込まれる利益の程度に応じて費用を負担する方法その他合理的な方法により一般送配電事業者がそれぞれ費用を負担することをいう。（告示第1条第2項第5号）

⁹ 広域系統整備交付金は、各広域系統整備計画における全国調整スキーム対象費のうち、再生エネルギーに係る費用以外の費用の半分（1/2）を対象として、納付されている値差収益を割り当て、割り当てた値差収益をもとに交付を行う。（第66回電力ガス・基本政策小委員会（23/10/31））

2. 更新受益の算定方法

「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（資源エネルギー庁電力・ガス事業部）に準じて算出する。

3. アデカシー便益の算定方法等

A) 基本的な考え方

地域間連系線の整備等に伴うエリア間応援電力（kW）の増加によるアデカシー便益は、地域間連系線が接続するエリア以外にも及ぶため、地域間連系線の整備等により特定の者が受益するアデカシー便益に係る費用は当該特定者が負担することとし、9社の最大需要電力（kW）比率に応じた負担とする。

B) 算定に適用する負担比率

9社の最大需要電力（設備運用開始年度の供給計画における運用開始以降から最終年度までの平均値。送電端。離島分を除く。）（kW）の比率を負担比率とする。

C) 費用負担額の算定方法

アデカシー便益の総額に B) の負担比率を乗じた額とする。

4. 特定会社負担部分の負担割合の算定方法等

A) 基本的な考え方

再エネ導入拡大と需要家負担の公平性の確保や全国大でのコスト低減の観点から9社負担とする¹⁰。

B) 算定に適用する負担比率

9社の需要電力量（設備運用開始年度の供給計画における運用開始以降から最終年度までの平均値。送電端。離島分を除く。）（kWh）の比率を負担比率とする。

C) 費用負担額の算定方法

特定会社負担部分の総額に B) の負担比率を乗じた額とする。

5. 九社負担部分の負担割合の算定方法等

A) 基本的な考え方

各エリアの需要家が一律に負担することとし、9社の需要電力量（kWh）比率に応じた負担とする。

B) 算定に適用する負担比率

¹⁰ 全国調整スキームにおける託送料金の費用負担については、地域間連系線で結ばれる複数エリアと沖縄を除く全国9エリアとの負担を1:1としてきたが、地域間連系線と地域間連系線の増強に伴って一体的に発生する増強部分については、再エネ導入拡大と需要家負担の公平性の確保や全国大でのコスト低減の観点から、託送料金負担の全額を全国9エリア負担と整理。また、今般の託送料金負担の見直しを踏まえて、その運用方法等についても必要に応じて見直しを検討する。（第70回電力ガス・基本政策小委員会（24/2/27））

9社の需要電力量（設備運用開始年度の供給計画における運用開始以降から最終年度までの平均値。送電端。離島分を除く。）（kWh）の比率を負担比率とする。

C) 費用負担額の算定方法

九社負担部分の総額に B) の負担比率を乗じた額とする。

6. 本費用負担割合等の案に基づく費用負担の試算額

本費用負担割合等の案に基づく、本広域系統整備計画策定時点における費用負担の試算額は別添「(参考) 費用負担額の試算」に示す。

7. その他

広域系統整備計画の変更に伴い費用負担割合の考え方が変更となる場合は、費用負担割合等の案に対する再度の同意確認を行う。

以 上

広域系第〇〇号

2025 年〇月〇日

〇〇〇〇 株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の
費用負担割合等の案について（通知）
（案）

本機関では、2022 年 7 月より中西地域の連系線増強に係る計画策定プロセスを開始し、具体的な検討を進めてまいりました。

今般、業務規程第 59 条第 4 項の規定に基づき、中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案を決定したことから、下記のとおり通知いたします。

つきましては、送配電等業務指針第 47 条の規定に基づき、本通知内容への同意の可否について、下記の回答期限までにご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 費用負担割合等の案

別紙 1 のとおり

2. 同意の意思確認

本通知内容への同意の可否について、別紙 2（回答様式）にて回答期限までに、書面又は電磁的方法にて提出をお願いいたします。

3. 回答期限

2025 年 9 月 30 日（火）17 時

別紙 1：費用負担割合等の案

別紙 2：回答様式

【提出・問合せ先】

電力広域的運営推進機関

系統計画部 高田・森内

E-mail：seibikeikaku-west@occto.or.jp

別紙 2 (同意する場合)
年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力 宛て

名称及び代表者の氏名

中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の
費用負担割合等の案について (回答) (案)

2025 年〇月〇〇日付広域系第〇〇号「中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案について (通知)」をもって、貴機関より通知がありました中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案について、本書面により同意いたします。

以 上

別紙 2（不服のある場合）

年 月 日

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力 宛て

名称及び代表者の氏名

中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の
費用負担割合等の案について（回答）（案）

2025 年〇月〇〇日付広域系第〇〇号「中国九州間連設備に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案について（通知）」をもって、貴機関より通知がありました中国九州間連系設備に係る広域系統整備に要する費用の費用負担割合等の案について、全部又は一部に不服があるため、再検討を要請いたします。不服の内容及び理由は以下のとおりとなります。

（不服の内容）

（不服の理由）

以 上